

# 一般社団法人福井県バスケットボール協会 運営協力費等に関する規程

## 第1条（運営協力費）

基本規程第10条による運営協力費については以下のとおりとする。

- （1）顧問は、運営協力費として2万円を納入するものとする。
- （2）参与は、運営協力費として1万円を納入するものとする。
- （3）会長は、運営協力費として3万円を納入するものとする。
- （4）副会長は、運営協力費として2万円を納入するものとする。
- （5）専務理事及び常務理事は、運営協力費として1万円を納入するものとする。
- （6）監事は、運営協力費として5千円を納入するものとする。

## 第2条（分担金）

基本規程第34条による分担金の額については前年度の理事会において決定する。

## 第3条（改正）

この規程の改正は理事会の決議を経て行うものとする

## 附記

- （1）この規程は、令和6年6月3日より施行する。
- （2）令和8年3月30日 一部改定（第3条追加）